



25川人委調第581号

平成26年2月26日

川崎市議会

議長 浅野文直様

川崎市人事委員会

委員長 重見憲



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成26年2月18日付け25川議議第830号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第2号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

この条例案は、勤務1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給与から住居手当を除外すること、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することとすること等を行おうとするものであり、異議はありません。

議案第3号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

この条例案は、市立高等学校の教諭等が川崎高等学校附属中学校の管理下において非常災害時等の緊急の業務等に従事する場合に教員特殊業務手当を支給することとするものであり、異議はありません。

議案第 13 号 川崎市消防長及び消防署長の資格に関する条例の制定に
ついて

この条例案は、消防組織法第 15 条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格に関し必要な事項を定めようとするものであり、異議はありません。